

第2期豊川市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

1. 見直しの考え方

教育・保育	「給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合」
-------	---

又は

地域子ども・子育て支援事業	「利用状況や利用希望が、量の見込みと大きく乖離している場合」
---------------	--------------------------------



適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要	
------------------------	--

【具体的な見直し方法】

教育・保育	令和3年4月1日時点の実績値について、教育・保育給付認定区分ごとに、市町村計画における「量の見込み」（必要利用定員総数）と比較し、 <u>10%以上の乖離がある場合は、原則として見直しが必要と判断し、要因分析及びそれに基づく見直し作業を行うこととする。</u> ※ $\frac{\text{実績値}}{\text{量の見込み}} \leq 90\%$ 又は $\frac{\text{実績値}}{\text{量の見込み}} \geq 110\%$
地域子ども・子育て支援事業	教育・保育の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更に併せて、必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更を行うこととする。
共通	また、新型コロナウイルス感染症等の影響により、平常時の実績（今後の利用ニーズを含む）の想定が困難であって、令和4年度に中間年見直しが必要かどうかの判断ができない場合、必ずしも当該年度に見直しを行う必要はなく、令和5年度以降に必要な応じて実施していただきたい。

※内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）R4.3.18 事務連絡（抜粋）

2. 計画の進捗状況

(1) 教育・保育

認定区分	計画値 (量の見込み)	実績値 (ニーズ量)	実績 ／計画	10%以上の 乖離
1号認定 (3歳以上の認定こども園及び幼稚園)	1,353	1,202	88.8%	△11.2%
2号認定 (3歳以上の認定こども園及び保育所)	3,357	3,531	105.2%	なし
3号認定 (3歳未満の認定こども園及び保育所、 小規模保育)	1,613	1,578	97.8%	なし
(内訳) 0歳	181	163	90.1%	なし
(内訳) 1・2歳	1,432	1,415	98.8%	なし

※令和3年度の計画値・実績値

(2) 地域子ども・子育て支援事業

認定区分	計画値 (量の見込み)	実績値 (ニーズ量)	実績 ／計画	10%以上の乖離
時間外保育事業（延長保育）	151	123	81.5%	△18.5%
放課後児童健全育成事業 （児童クラブ）	1,719	1,644	95.6%	なし
子育て短期支援事業	98	67	68.4%	△31.6%
地域子育て支援拠点事業	54,406	31,200	57.3%	△42.7%
幼稚園における一時預かり事業	32,472	32,876	101.2%	なし
保育所その他の場所での一時預かり事業	8,124	7,106	87.5%	△12.5%
病児・病後児保育事業	1,200	398	33.2%	△66.8%
ファミリー・サポート・センター事業（就学児童のみ）	1,000	857	85.7%	△14.3%
利用者支援事業	3	3	100.0%	なし
妊婦健康診査事業	20,748	16,853	81.2%	△18.8%
乳児家庭全戸訪問事業	1,368	1,309	95.7%	なし
養育支援訪問事業	860	429	49.9%	△50.1%
実費徴収に係る補足給付を行う事業	190	164	86.3%	△13.7%

3. 計画中間見直しの方針

(1) 教育・保育

1号認定（3歳以上の認定こども園及び幼稚園）の実績値が計画（量の見込み）よりも10%以上の乖離があるが10%を大きく上回るものでなく、実際のニーズ量を満たすことができている。また、見直しのために今後のニーズ量を見込む場合、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて平常時の実績値を想定することは困難であるため、中間見直しは行わない。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

10%を上回る乖離をしている事業があるが、新型コロナウイルス感染症の影響によるものが多く、いずれも計画値を上回る乖離ではなくニーズを満たしている。また、教育・保育の「量の見込み」の中間見直しに併せて見直しを行うものであり、新型コロナウイルス感染症の影響により平常時の実績値を想定することも困難であるため、中間見直しは行わない。

(3) 令和5年度以降の見直しについて

新型コロナウイルス感染症等の影響により、平常時の実績（今後の利用ニーズを含む）の想定が困難な場合、必ずしも令和4年度に中間見直しをする必要はなく、令和5年度以降に必要な応じて実施することとされている。現計画は令和6年度までの計画であり、令和5年度以降は次期計画の策定及びその準備の時期となってくるため、緊急性等を考慮した上で必要な場合に検討することとする。